

障害福祉関係ニュース 平成30年度1号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算354号
(平成30年4月20日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

I. 障害福祉制度・施策関連情報

- 1 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の関係省令・告示の公布、関係通知が発出される …P. 1
- 2 「第4次障害者基本計画」が閣議決定される …P. 2
- 3 「平成29年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」の調査結果が公表される …P. 5
- 4 「地域生活支援拠点等について【初版】」(パンフレット)が公表される …P. 6

II. その他の関連情報

- 5 「第42回全国身体障害者施設協議会研究大会(大阪大会)」参加申込の受付開始 …P. 7
- 6 平成30年度全国社会就労センター総合研究大会(青森大会)の開催について …P. 8
- 7 社会福祉法人丸紅基金 2018年度(第44回)社会福祉助成金申込募集が開始される …P. 9
- 8 平成30年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の募集について …P. 11
- 9 平成30年度『介護職員実務者研修通信課程』6月開講コース申込受付中!(全社協・中央福祉学院) …P. 12

I. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の関係省令・告示の公布、関係通知が発出される

厚生労働省は、平成30年3月22日に障害福祉サービス等にかかる報酬告示、3月30日に留意事項通知および、Q&A等を発出しました。

今般の報酬改定については、障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応しています。

改定の概要や施行にかかわる報酬関係告示等、関連情報のページが開設されましたので、下記URL①よりご確認ください。

また、平成30年4月より、共生型サービス事業所の指定が可能となっています。

介護保険法優先原則の下では、障害者が65歳になって介護保険の被保険者となった際に、使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用できなくなるという課題のもと、介護保険または障害福祉のいずれかの居宅サービス（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ）の指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくするために「特例の制度」として設けられたものです。

障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点以外にも、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという点からも活用がのぞまれます。

今回の報酬改定において、共生型サービスの基準・報酬について告示されましたので、下記URL①をご参照ください。あわせて、平成30年度介護報酬改定についても、関連情報のページが開設されておりますので、共生型サービス事業所の指定をご検討されている皆様におかれましては、下記URL②をご参照ください。

- ① [厚生労働省HP]ホーム>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「福祉・介護」>「障害者福祉」>「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214.html>

- ② [厚生労働省HP]ホーム>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「福祉・介護」>「介護・高齢者福祉」>「介護報酬」>「平成30年度介護報酬改定について」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/kaitei30.html

2. 「第4次障害者基本計画」が閣議決定される

内閣府・障害者政策委員会において、審議が進められていた第4次障害者基本計画が、平成30年3月30日に閣議決定されました。

本基本計画は、平成30（2018）年4月～平成35（2022）年3月までの5年間を期間とし、障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障害者の自立および社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画です。

第4次障害者基本計画 概要

【総論の主な内容】

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

【各論の主な内容】

1. 安全・安心な生活環境の整備

- 安全に安心して生活できる住環境の整備
 - ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給促進
- 移動しやすい環境の整備
 - ・公共交通機関のバリアフリー化（ホームドア等）
- 障害者に配慮したまちづくりの推進
 - ・ICTを活用した歩行者移動支援

2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- 障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及
 - ・聴覚障害者向け電話リレーサービスの体制構築
- 意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進
 - ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

3. 防災、防犯等の推進

- 災害発生時における障害特性に配慮した支援
 - ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
 - ・音声によらない119番通報、障害特性に配慮した災害時の情報伝達体制
- 防犯対策や消費者トラブル防止の推進
 - ・Eメール等での110番通報、障害特性に配慮した消費者相談
 - ・障害者支援施設の安全体制確保

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- 社会のあらゆる場面における障害者差別の解消
 - ・障害者にも配慮した施設整備やサービス・情報提供等の一層の促進
 - ・障害者差別解消に係る地域協議会の設置促進
- 障害者虐待の防止、障害者の権利擁護
 - ・相談支援専門員等による障害者虐待の未然防止

5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- 本人の決定を尊重する意思決定支援の実施
- 身近な地域で相談支援を受けられる体制の構築
 - ・障害種別や年齢、性別等に対応した相談支援
 - ・発達障害者等へのピアサポートの推進
- 地域生活への移行の支援
 - ・一人暮らしを支える「自立生活援助」サービスの導入
- 障害のある子供への支援の充実
 - ・医療的ケアが必要な障害児への包括的支援
- 身体障害者補助犬の普及促進、福祉用具等の普及促進・研究開発
- 障害福祉サービスの質の向上、人材の育成・確保

6. 保健・医療の推進

- 精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消
 - ・退院後の精神障害者の支援
- 地域医療体制
 - ・身近な地域で医療、リハビリを受けられる体制の充実
- 研究開発等の推進
 - ・最新技術を活用した自立支援機器の開発
 - ・難病治療法の研究開発

7. 行政等における配慮の充実

- 司法手続や選挙における合理的配慮の提供等
 - ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実
- アクセシビリティに配慮した行政情報の提供
 - ・行政機関の窓口での配慮
 - ・ウェブサイトにおけるキーボード操作対応や動画への字幕・音声解説の付与等の配慮

8. 雇用・就業、経済的自立の支援

- 総合的な就労支援
 - ・雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
 - ・精神障害者の雇用促進、就労定着支援による職場定着の推進
- 多様な就業機会の確保
 - ・テレワーク等の柔軟な働き方の推進
 - ・福祉的就労の質の向上・底上げ（工賃向上）
 - ・農業分野の就労支援

9. 教育の振興

- 誰もが可能な限り共に教育を受けられる仕組みの整備
 - ・個別の指導計画・教育支援計画の活用を通じた全ての学校における特別支援教育の充実
- 障害のある学生の支援
 - ・各大学での支援部署の設置、支援人材の養成、就職支援
- 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実
 - ・障害者の各ライフステージにおける学びの支援

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- 障害者の芸術文化活動への参加
 - ・特別支援学校での質の高い文化芸術の体験
- 障害者スポーツの普及及びアスリートの育成強化
 - ・パラリンピック等のアスリートの育成強化

11. 国際社会での協力・連携の推進

- 国際的協調の下での障害者施策の推進
- 文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進
 - ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

詳細につきましては、下記URLをご参照ください。

[内閣府 HP] ホーム>内閣府の政策>共生社会政策トップ>障害者施策>もっと詳しく

>基本的枠組み>「障害者基本計画（第4次計画 平成30年度～平成34年度）」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/wakugumi.html#kihonhou>

3. 「平成29年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」の調査結果が公表される

平成30年4月4日、厚生労働省は「平成29年度障害福祉サービス等従事者処遇状況調査」の調査結果を公表しました。

同調査は、障害福祉サービス等の従事者の処遇状況及び福祉・介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、報酬改定のための基礎資料を得ることを目的に平成28年9月と平成29年9月における障害福祉サービス等従事者の給与等を対象に調査が行われました。（有効回答数は6,287、有効回答率62.3%）。

調査結果によると、福祉・介護職員処遇改善加算を「取得（届出）している」事業所等が80.4%（平成28年度調査では79.1%）、福祉・介護職員処遇改善特別加算を「取得（届出）している」事業所が1.4%（同1.8%）、「取得（届出）していない」事業所が18.2%（同19.0%）となっています。処遇改善加算の届出状況をみると、「福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」を取得している事業所は52.1%です。

同加算（Ⅰ）を取得（届出）していない事業所の取得が困難な理由（複数回答可）は、「事務作業が煩雑」が31.0%、「対象職種の制約のため困難」が16.5%、「キャリアパス要件を満たすことが困難」が15.8%となっています。

加算を取得した事業所等における福祉・介護職員（常勤者）の平均給与額は311,795円であり、平成28年と29年を比較すると16,521円の増となっています。

詳細は以下のURLよりご参照ください。

[厚生労働省HP] ホーム>統計情報・白書>各種統計調査>厚生労働統計一覧

>障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査>結果の概要>平成29年度

>平成29年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果（概要）

http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/toukei/shogu_tyousa/h29.html

4. 「地域生活支援拠点等について【初版】」(パンフレット)が公表される

厚生労働省より、地域生活支援拠点等のパンフレットが平成 30 年 3 月 15 日に公表されました。

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等については、第 5 期障害福祉計画の成果目標として、各市町村または各圏域に少なくとも 1 つ整備することとされています。

地域生活支援拠点等における必要な機能は以下のとおりです。

【地域生活支援拠点等における必要な機能（具体的な内容）】

① 相談

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

※ 医療的ケアが必要な障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化を図り、緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせ、地域全体で支援する協力体制を構築する。

※ 5つの機能以外に、地域の実情に応じた機能を創意工夫し、付加することも可能。(例：「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能」、「障害者等の生活の維持を図る機能」等)

拠点整備をすすめられる事業所の皆様におかれましては、パンフレットをご参照いただき、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築にご活用ください。

また、地域生活支援拠点等の整備にあたっては、前述の報酬改定においても整理がなされておりますので、該当の関連情報をご確認のうえ、積極的に拠点整備にご協力いただけますようお願い申し上げます。

[厚生労働省]ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害者福祉>地域生活支援拠点等

>「地域生活支援拠点等について（パンフレット）」初版

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>

II. その他の関連情報

5. 「第 42 回全国身体障害者施設協議会研究大会（大阪大会）」参加申込の受付開始

全国身体障害者施設協議会では、平成 30 年 7 月 31 日～8 月 1 日に大阪府大阪市において第 42 回全国身体障害者施設協議会研究大会を開催します。

最新の障害福祉関係制度等の動向に加え、会員施設における利用者の権利擁護・虐待防止に向けた取組みや職員の人材育成・定着に向けた取組み等、さまざまな実践を学ぶ貴重な機会です。

また、『研究発表』の会場ごとの発表テーマは、下記のとおりですので、「第 1 希望」「第 2 希望」をご記入のうえ、お申込みください。

なお、2 日目（8 月 1 日）の「実践発表」の会場別タイムテーブルにつきましては、後日、同協議会ホームページにてご案内いたします。

【日 時】 平成 30 年 7 月 31 日（火）～8 月 1 日（水）

【会 場】 グランキューブ大阪
大阪府大阪市北区中之島 5 丁目 3-51
TEL 06-4803-5555

【プログラム】

[7 月 31 日（火）]

- 開会式・表彰式
- 行政説明「障害保健福祉施策をめぐる動向と障害者支援施設に求められる役割（仮題）」
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
- 基調報告「今、障害者支援施設が取り組むべきことと身障協の取り組み（仮題）」
全国身体障害者施設協議会 会長 日野 博愛
- 特別講演①「『和』-世界に誇る日本人の心-

和宗総本山四天王寺 管長 森田 俊朗 氏

- 情報交換会（参加希望者）

〔8 月 1 日（水）〕

- 特別講演②「これからの歩むべき道を考える
～身障協だからできること なすべきこと～
全国身体障害者施設協議会 顧問 徳川 輝尚

- 実践発表（7 会場）
※会場別タイムテーブルは、後日、身障協ホームページに掲載予定です。

- 研究発表（3 会場）
※下記会場より、ご希望の会場をお申込みください。

会 場	発表タイトル	会員施設名
第 1 会場	障がい者支援施設入所者における摂食嚥下機能の経年変移	北海道・ケアセンター 山の手
	外出アンケートから見る利用者のニーズの変容	栃木県・光輝舎
第 2 会場	食形態の統一について～各施設の特徴を活かしながら～	東北ブロック身体障害者施設協議会
	ノーリフトケア導入における経過とみえてきた課題	高知県・こくふ
第 3 会場	持続可能な食事体制をつくる～利用者満足と働き方満足を実現する～	福井県・金津サンホーム
	ノーリフトケア～リフト定着後の効果とさらなる一歩～	大分県・ひばり～ヒルズ

- 閉会式（研究発表会場ごと）

【申込み期限】 平成 30 年 6 月 29 日（金）

【申込・詳細】 下記 URL より、身体障害者施設協議会ホームページをご確認ください。

[身障協HP]ホーム>「研修会・大会・セミナー情報」

http://www.shinsyokyo.com/contents/document/index.php?category_id=3

6. 「平成 30 年度全国社会就労センター総合研究大会（青森大会）」の開催について ～ 7 月 12・13 日に青森市で開催～

平成 30 年度全国身体障害者施設協議会社会就労センター総合研究大会が、7 月 12 日（木）～13 日（金）の 2 日間、青森県青森市「ホテル青森」で開催されます。

詳細は以下の開催概要をご参照ください。また、開催要綱は近日中に全国セルフ協 WEB 情報ページに掲載される予定です。

「平成30年度 全国社会就労センター総合研究大会（青森大会）」開催概要

- 日 程：平成30年7月12日（木）～13日（金）〔2日間〕
- 会 場：ホテル青森（青森県青森市堤町1丁目1-23）
- テーマ：社会就労センターの工賃向上・受注拡大をいかに実現するか
～障害のある方の地域生活を支えるためにどのように“働く”を支えるか～
- 参加費：15,000円（会員）/38,000円（会員外）
- プログラム（予定）
<第1日（7月12日（木）10：30～18：00）>
 - ・開会式、永年勤続表彰式
 - ・行政説明「障害保健福祉施策の動向について」
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
 - ・シンポジウム「工賃向上・受注拡大をいかに実現するか
～働くことを希望する障害のある方の社会参加と地域における自立生活の実現に向けて～」
(シンポジスト)
 - ・日本財団 公益事業部 国内事業開発チーム チームリーダー 竹村 利道 氏
 - ・全国社会就労センター協議会 会長 阿由葉 寛
(※他2名程度 調整中)
 - ・報告「ユニバーサル農業の実践に見る農福連携の可能性」京丸園株式会社 園主 鈴木 厚志 氏
 - ・レポート「災害時の要配慮者支援を考える
～平成28年台風第10号災害における岩手県内の取組から～」
(福)岩手県社会福祉事業団 救護施設松山荘 施設長 中村 光一 氏
岩手県社会福祉協議会 岩手県災害派遣福祉チーム事務局 加藤 良太 氏

※一日目のプログラム終了後、情報交換会（希望者のみ）を設けています（18：50～20：00）

- <第2日（7月13日（金）9：00～12：30）>
 - ・分科会（事業種別部会等）
 - ① 生保・社会事業部会、②雇用事業部会、③就労継続支援事業部会、
④就労移行支援事業部会、⑤生産活動・生活介護事業部会、⑥くらす検討会
 - ・特別講演「奇跡のリンゴを実現した力（仮題）」株式会社 木村興農社 代表 木村 秋則 氏
 - ・閉会式

7. 社会福祉法人丸紅基金 2018年度社会福祉助成金の申込の募集が開始される

社会福祉法人丸紅基金は、平成30年4月16日より、社会福祉助成金の申込募集を開始しました（申込受付期間：平成30年4月16日～同年5月31日）。同基金は、わが国の福

社の向上に質することを目的として、毎年総額1億円の助成を継続しており、昨年度までの助成累計は2,484件、43億円となっています。

助成地域は全国に及んでおり、助成先は、障がい者関連の案件をはじめ、児童・青少年関連、貧困・生活保護関連、高齢者関連など多岐の分野にわたっています。

助成の対象、選考基準、申込方法、申込用紙のダウンロード等につきましては、下記および丸紅基金ホームページをご参照ください。

(1) 助成金額・件数

助成金総額は1億円を目処とし、50件以上の助成を行います。

助成申込金額は限定しませんが、1件当りの助成金額は、200万円を上限とします。

(2) 助成の対象

当基金の助成は、わが国における社会福祉事業（福祉施設の運営、福祉活動など）を行う民間の団体が企画する事業案件で、次の条件を具備するものを対象とします。

1. 申込者（実施主体）は、原則として非営利の法人であること
（ただし、法人でない場合でも、3年以上の継続的な活動実績があり、組織的な活動を行っている団体は対象とする）
2. 明確な目的を持ち、実施主体、内容、期間が明らかであること
3. 助成決定から1年以内に実施が完了する予定のものであること
（2018年12月から2019年11月末の1年間で、申込案件が実施・完了される事業が対象）
4. 一般的な経費不足の補填でないこと
5. 申込案件に、国や地方公共団体の公的補助が見込めないこと、また他の民間機関からの助成と重複しないこと

(3) 選考基準

選考にあたっては、次の各項を勘案します。

1. 先駆的・開拓的な事業案件であって、社会福祉の充実・向上に波及効果が期待されるものを優先します。
2. 緊急性が高いものを優先します。
3. 社会福祉事業に従事する人々の環境改善・向上に役立つものを優先します。
4. 直近3年度以内に当基金の助成を受けている団体からの申込は、優先度が低くなります。

(4) 申込方法

申込は、当基金所定の申込用紙に必要事項を記入の上、添付書類と共に事務局宛に郵送してください。

<問い合わせ先>

社会福祉法人 丸紅基金

T E L : 03-3282-7591 F A X : 03-3282-9541

[丸紅基金HP]

<http://www.marubeni.or.jp>

8. 平成30年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の募集について

障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、我が国では、障害者基本法に基づき、毎年12月3日から12月9日までの一週間を「障害者週間」としています。

内閣府では、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指し、障害者に対する国民の理解の促進を図るため、心の輪を広げる障害者理解促進事業要綱（平成元年4月18日内閣総理大臣決定）に基づき、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募しています。

応募作品のテーマ、応募方法、応募締め切り等の詳細については、下記および内閣府ホームページをご参照ください。

(1) 心の輪を広げる体験作文

① 作文の題及び内容

作文の題は自由とし、内容は、障害のある人とない人との心のふれあいの体験をつづったものとする。なお、応募作品は、未発表のもの1編に限る。

② 募集の区分

小学生部門、中学生部門及び高校生・一般部門の3部門

③ 応募先

居住地の都道府県又は指定都市の障害福祉担当課とする。

④ 募集期間

平成30年7月2日（月）から9月28日（金）までの間で、各都道府県又は指定都市が定める日とする。

(2) 障害者週間のポスター

① 内 容

障害者に対する理解促進に資するものとし、障害のある人とない人との間の相互理解・交流等を造形的表現で訴えるものとする。また、標語その他の文字は入れないものとする。なお、応募作品は、未発表のもの1点に限る。

② 募集の区分

小学生部門及び中学生部門の2部門に区分して行う。

③ 応募先

居住地の都道府県又は指定都市の障害福祉担当課とする。

④ 募集期間

平成30年7月2日（月）から9月28日（金）までの間で、各都道府県又は指定都市が定める日とする。

[内閣府HP]ホーム>「内閣府の政策」>「共生社会政策トップ」>「障害者施策」
>「もっと詳しく」>「意識啓発」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/index-kk.html>

9. 平成30年度『介護職員実務者研修通信課程』 6月開講コース申込受付中！（全社協・中央福祉学院）

全社協・中央福祉学院では、介護職員の人材育成と介護福祉士国家試験の受験資格取得を支援するため、社協と連携し、『介護職員実務者研修通信課程』を開講しています。

現在、各スクーリング実施社協にて、平成30年度の受講生を募集しております。職場でのご理解ご協力のもと、多くの方々の受講をお待ちしています。

【通信課程の概要】

受講期間：保有資格によって異なります。下記は一例です。

【訪問介護員養成研修(2級)修了者／介護職員初任者研修修了者】

2018年6月1日～12月31日（7ヵ月間）

【訪問介護員養成研修(1級)修了者】

2018年7月1日～12月31日（6ヵ月間）

※保有資格なし（4/1～12/31）コースの募集は締め切りました。

学習内容：●自宅学習(11科目)※保有資格によって学習科目が異なります。

●スクーリング(介護過程Ⅲ(45時間)／医療的ケア演習)

スクーリング

実施県・市：青森県、岩手県、秋田県、鶴岡市、福島県、埼玉県、神奈川県、川崎市、
社 協 愛知県、滋賀県、大阪府、大阪市、奈良県、鳥取県、広島県、山口県

受講料：【訪問介護員養成研修(2級)修了者、介護職員初任者研修修了者】 130,000円

【訪問介護員養成研修(1級)修了者】 90,000円

(テキスト代、税込)

※クレジットカード決済による分割払いが利用できます。

申込受付期間：ただいま申込受付中！

※申込締切りは各社協により異なります。

その他：●本研修課程は、教育訓練給付金制度の支給対象講座に指定されています。

また、各都道府県が行う介護福祉士修学資金等貸付制度が利用できます。

●受講案内・申込書は、中央福祉学院ホームページからダウンロードが可能です。

<http://www.gakuin.gr.jp/training/course2643.html>

問合せ先：社会福祉法人全国社会福祉協議会 中央福祉学院

〒240-0197 神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-44

TEL:046-858-1355 FAX:046-858-1356

中央福祉学院ホームページ <http://www.gakuin.gr.jp/>